

在宅医療・介護サービス事業者の駐車規制の緩和について(お知らせ)

以前、訪問介護等に係る駐車許可手続きの簡素化についてお知らせしましたが、このたび、新たに岡山県警察が岡山県道路交通法施行細則を見直し、在宅医療・介護サービス等事業者に限って、近隣の駐車場の有無にかかわらず、申請手続により交付を受けた許可証で訪問先の直近への駐車を許可することとなり、令和2年1月6日から運用を開始しましたのでお知らせいたします。

1 これまでにお知らせした内容(改正前)

平成26年3月から以下の通り手続きが簡素化

- ① 駐車日時 利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した許可とする
- ② 駐車場所 「訪問場所付近」との表現でも申請可能
- ③ 申請書類 必要最小限で構わない。詳細は管轄警察署にて確認
- ④ 一括申請 訪問先が複数警察署の管轄にまたがる場合、一つの警察署で一括申請可能

2 令和2年1月6日から改正された内容

- ① 対象サービス <介護サービス>訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション
<医療サービス>訪問診療 <障害福祉サービス>居宅介護等
- ② 駐車日時・場所
当該サービスを提供する時間、利用者の居宅等の直近
※予め一か所ずつ個別に特定する必要はなく、事業所全体で申請可能です。
※半径100m以内に駐車場や駐車可能な道路があっても申請可能です。
- ③ 駐車許可場所
(1) 公安委員会による駐車禁止の規制が行われている道路
(2) 法定の駐停車禁止場所(交差点やバス停等)や、法定の駐車禁止場所(消火栓から5m以内等)に当たらない場所
※公道以外の私道(民有地)に駐車する場合は、所有者の了解を得てください。
※右側駐車や、駐車車両の右側に3.5m以上の余地がなくなる場所への駐車等はできません。
- ④ 受付窓口・時間
(1) 受付窓口 事業所の所在地を管轄する警察署の交通(第一)課
(2) 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで
- ⑤ 提出書類
(1) 申請書(警察署の窓口で配布) (2) 自動車検査証の写し
※自動車検査証に事業所名の記載がなく、対象事業が分からない場合には、事業内容が分かるものの写しが必要です。

事業の概要

訪問介護とリハ専門職の連携を強化することで、高齢者の自立を支援する事業です。
 年に2回リハ専門職がサービス提供時に同行訪問し、リハ専門職からヘルパーの方に対して助言を行ってまいります。
 費用負担もありませんし、書類作成等もほとんどありません。また利用者の状態の変化によって、上位の事業所（10事業所）には奨励金（10万円）も付与します。
 日頃から、利用者の自立を意識して取り組まれている事業所の方や、リハ専門職に、利用者の状態やサービス提供等について助言を求めたい事業所の方は、是非ご参加ください。

事業の内容

①参加事業所数について

30事業所（先着で決めさせていただきます）

②対象の利用者について

以下の条件に合致する利用者を、1事業所あたり5名選定してください。

- ・事業に同意してくれる方
- ・岡山市の介護認定を受けており、要支援1～要介護5の方
- ・1週間のうち合計60分以上のサービスが位置付けられている方

③評価指標について

以下の3つを達成した事業所を評価の対象とさせていただきます。

(1) 市が主催する研修に年1回参加すること。

複数回実施しますので、いずれか1回参加してください。時期は8月～10月頃です。
 （研修については後日改めてご案内します。事業所でどなたか1名ご参加ください。）

(2) 「自立支援」をテーマとする研修を研修計画に位置付け、年に1回以上実施すること。

年間の研修の中で、「自立支援」をテーマにした研修を1回実施してください。

「自立支援」のテーマとは、例えば以下の内容を想定しています。

（あくまで例示なので、事業所の状況等に応じ、他のテーマでも問題ありません。）

- ・利用者の能力を活かし、QOLを高めるため、どのような点に留意すべきか
- ・利用者が、出来るだけ長く住み慣れた場所で暮らしていくにはどうすれば良いか
- ・利用者が生きがいを持って暮らしていくために、どのようなことが必要か

(3) 1年に1回以上、全職員に健康診断を実施していること。

職員の方全員の健康診断受診計画（または受診した日の一覧）をご提出ください。
 （常勤の方のみで構いません）

④評価方法について

以下の2点で評価します。（クリア出来なくてもデメリット等は一切ありません）

- ・評価指標を達成しているかどうか
- ・（評価指標を達成した事業所の中で）利用者の状態がどう変化したか

⑤表彰・奨励金について

評価指標を達成した事業所には、表彰状をお渡しします。またその中で、利用者の状態の維持改善が図られた上位10事業所には、奨励金として10万円をお渡しします。

事業に参加した場合の流れ

事業に参加される場合、各事業所に実施して頂きたいことは主に以下の4つです。

- 事業参加の申請書を出し、対象の利用者に同意を得ること
- 年2回、リハ専門職と利用者宅に同行訪問し、リハ専門職から助言を受けること
- 助言された内容を、サービス提供の中で実施すること
- 評価指標をクリア出来たかどうか、市に報告すること

具体的な細かい部分は以下の通りです。分かりにくい部分はお問い合わせください。

①事業参加申請

- ・岡山市に事業参加申請書を提出し、対象となる利用者（5名）を報告してください

②利用者への説明

- ・対象となる利用者にリハ専門職が来訪する旨を説明し、同意書を取得してください（必要に応じて「訪問介護インセンティブ事業についてのお知らせとお願い」をご活用ください）
- ・同意書の原本は、市に郵送で送付してください（別紙の同意書の様式をお使いください）
- ・同意が取れたら、担当ケアマネにも本事業に参加する旨を報告してください

③訪問前の連絡調整

- ・同行訪問するリハ専門職から事業所に電話しますので、利用者についての情報を伝えてあげてください（伝えて頂く内容は利用者の氏名・性別・住所・生年月日・同居独居の別・被保険者番号・主たる疾患・既往歴・本人の意向・目標設定・ケアの方針・その他です）
- ・実際に訪問する段取りを行ってください（日時、行き方、駐車場の確認等）

④利用者宅への同行訪問(1回目)

- ・訪問介護の提供時間にリハ専門職と一緒に利用者宅を訪問してください
- ・訪問介護の提供終了後、サービス提供時の注意点等について、リハ専門職から助言を受けてください（リハ専門職への質問も可）
- ・受けた助言を記録し、事業所内で共有してください

⑤同行訪問後のサービス提供

- ・リハ専門職からの助言を踏まえてサービス提供してください
- ・訪問介護計画やケアプランの見直しの必要があるかどうか検討し、必要であればケアマネを通じて担当者会議等を開催してください

⑥利用者宅への同行訪問(2回目)

- ・1回目と同様に同行訪問し、前回からの利用者の状況の変化等を踏まえて再度リハ専門職からの助言を受けてください

⑦指標達成状況の報告

- ・評価指標の達成状況が分かる資料を市に提出してください（別途市から依頼します）

⑧上位事業所の表彰

- ・市から、評価上位事業所に連絡し、表彰及び奨励金を付与します

訪問介護インセンティブ事業の概要

年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	① 参加申請	②-1 リハビリ専門職と同行訪問 (1回目)				②-2 リハビリ専門職と同行訪問 (2回目)			③ 指標提出	④ 評価実施	⑤ 表彰等
			③-(1) 市主催の研修会へ参加 (事業所から1名)			③-(2) 自立支援に関する研修を事業所内で1回実施					
					③-(3) 全職員へ健康診断を実施 (登録ヘルパー等は除く)						

事業フロー図

